平成 25 年 10 月 2 日

各　位

会　社　名　　佐藤食品工業株式会社
代 表 者 名　　代表取締役会長兼社長　佐藤　仁一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード　２８１４）
問い合せ先　　執行役員管理部長　上田　正博
電 話 番 号　　０５６８－７７－７３１６

訴訟の決定（上告審）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 1 日付プレスリリース「当社に対する訴訟（控訴）の判決に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社が提起いたしました、当社の元取締役 6 名に対する損害賠償請求訴訟につきまして、和解勧告に応じなかった被告 4 名のうち、2 名に対する当社の請求を全面的に認める旨の第一審判決が名古屋地方裁判所より言い渡され、この被告 2 名から、同判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴の提起がなされておりましたが、平成 25 年 3 月 28 日、同裁判所より、第一審に続いて、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました。

その後、被告 2 名は、平成 25 年 4 月 12 日付で最高裁判所に対する上告受理の申立てをいたしましたが、今般、同裁判所より、上告審として受理しない旨の決定が言い渡され、本日決定正本が送達されましたので、お知らせいたします。

記

１．上告受理申立ての不受理決定があった裁判所及び年月日
　最高裁判所　平成 25 年 10 月 1 日

２．訴訟の内容及び決定に至るまでの経緯

当社は、平成 20 年 4 月、株式会社Ｊファクターが発行する無担保社債（社債総額 50 億円。同年 12 月 5 日付一部償還後の社債元本残額 40 億円。以下「本社債」といいます。）を引き受け、また、平成 21 年 1 月、株式会社ＳＦＣＧが発行するコマーシャルペーパー（エンド受渡金額 15 億円。以下「本 CP」といいます。）を引き受けましたが、本社債及び本 CP について回収不能のおそれが生じたことにより、平成 21 年 3 月期決算において、本社債及び本 CP の元本残額約 55 億円を特別損失として計上しました。

当社は、本社債及び本 CP の回収不能による損害につき、当社の元取締役 6 名（以下「被告ら」といいます。）に取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反があったことを理由に、平成 21 年 11 月 11 日、被告らに対して、当該損害額である約 55 億円の一部及びこれに対する訴状送達日の翌日から年 5 分の割合による遅延損害金を請求する旨の訴訟を名古屋地方裁判所に提起いたしました。

本件訴訟につきましては、証人尋問・和解勧告等の手続を経て、平成 23 年 11 月 24 日、和解勧告に応じなかった被告 4 名のうち、2 名に対する当社の請求を全面的に認める旨の第一審判決が名古屋地方裁判所より言い渡されましたが、この被告 2 名から、平成 24 年 3 月 9 日、同判決を不服として名古屋高等裁判所に控訴の提起がなされ、平成 25 年 3 月 28 日、同裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、この被告 2 名より、平成 25 年 4 月 12 日付で最高裁判所に対する上告受理の申立てが行われましたが、平成 25 年 10 月 1 日、同裁判所より、当該上告受理申立て不受理の決定がなされました。

3．上告受理申立てを行った者

当社元取締役 菊池 渡 氏

当社元取締役 山村 友幸 氏

4．決定の内容

（1）本件を上告審として受理しない。

（2）申立費用は申立人らの負担とする。

5．今後の見通し

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

以上